

## 平成23年度第1回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成23年4月12日(火) 15時35分開会  
16時35分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

### ◇ **出席委員**

委員長	窪 蘭 修	委員	津 曲 貞利
委員	高 島 まり子	委員	桃 木 野 聡
教育長	石 踊 政昭		

### ◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	秋 野 博臣	教育部長	大 脇 友治
管理部参事(美術館副館長)	吉 永 真一	総務課長	福 田 健勇
施設課長	岩 切 正己	市民スポーツ課長	内 山 薫
文化課長	児 玉 哲朗	図書館管理係長	山 内 竜二
学務課長	田 之 上 齊	学校教育課長	山 元 秀隆
保健体育課長	松ヶ野 彰	青少年課長	平 幸二
生涯学習課長	脇 黒 丸 陽一	少年自然の家所長	寺 菌 裕之
中央学校給食センター所長	平 野 輝久		

### ◇ **書記**

総務課主幹	豊 廣 正志	総務課主事	米 丸 貴子
-------	--------	-------	--------

## ◇ 議事日程

- 1 開会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議案
  - 定第 1 号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市立図書館協議会委員の解嘱について〕
  - 定第 2 号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱について〕
  - 定第 3 号議案 鹿児島市立小中学校区審議会委員の委嘱の件
  - 定第 4 号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市障害児就学指導委員会委員の解嘱について〕
  - 定第 5 号議案 鹿児島市障害児就学指導委員会委員の委嘱の件
  - 定第 6 号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市社会教育委員の解嘱について〕
  - 定第 7 号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱について〕
  - 定第 8 号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱又は解任について〕
  - 定第 9 号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件
  - 定第 10 号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱について〕
  - 定第 11 号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱の件
- 6 報告事項
  - (1) 薩摩焼 3 件の県文化財指定について
  - (2) かがしまデジタルミュージアムのリニューアルについて
  - (3) 教育委員会関係の主な行事について
  - (4) 市立美術館長の委嘱について
- 7 その他
- 8 閉会

## ◇ 会議要旨

### 1 開会

委員長 ただいまから、平成23年度第1回教育委員会定例会を開会いたします。

### 2 会議成立の宣言

委員長 本日は全員出席しており、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

### 3 会議録署名者の指名

委員長 本日の議事日程は、お手元に配布されているとおりです。本日の会議録署名委員として、高島委員と桃木野委員を指名します。

委員 はい。

### 4 会議の公開等について

委員長 次に会議の非公開についてですが、本日審議する議案11件は人事・人選に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないようですので、そのように取り計らいます。

### 5 議案

定第1号議案 代決処分の承認を求める件

承認

〔鹿児島市立図書館協議会委員の解嘱について〕

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第2号議案 代決処分の承認を求める件

承認

〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱について〕

定第3号議案 鹿児島市立小中学校区審議会委員の委嘱の件

原案可決

【両議案ともに非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第4号議案 代決処分の承認を求める件

承認

〔鹿児島市障害児就学指導委員会委員の解嘱について〕  
定第5号議案 鹿児島市障害児就学指導委員会委員の委嘱の件 **原案可決**

【両議案ともに非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第6号議案 代決処分の承認を求める件 **承認**  
〔鹿児島市社会教育委員の解嘱について〕

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第7号議案 代決処分の承認を求める件 **承認**  
〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱について〕

【本議案は非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第8号議案 代決処分の承認を求める件 **承認**  
〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱又は解任について〕

定第9号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件 **原案可決**

【両議案ともに非公開】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第10号議案 代決処分の承認を求める件 **承認**  
〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱について〕

定第11号議案 鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱の件 **原案可決**

【両議案ともに非公開】



## 6 報告事項

### (1) 薩摩焼3件の県文化財指定について

委員長 それでは、続きまして報告事項(1)について文化課長、説明をお願いします。

文化課長 報告事項関係資料①の1ページをご覧ください。1の指定の概要でございます。この度、市内にあります薩摩焼3件が、県指定文化財の指定を受ける予定となりました。これは、鹿児島県文化財保護条例第4条第3項の規定によりまして平成23年3月22日に行われました、平成22年度第3回鹿児島県文化財保護審議会において答申されたもので、県教育委員会の議決後、4月下旬に告示され、正式に指定される予定でございます。2の指定予定の文化財でございます。(1)の文化財でございますが、名称は、白釉茶碗火計手でございます。所在地は、鹿児島市城山町4-36、鹿児島市立美術館で、所有者は鹿児島市でございます。概要・評価につきましては資料のとおりでございますが、特に、戦火のために破損した部分がございますが、素朴で白薩摩焼の原点をみるような作品として貴重でございます。指定基準としましては、資料にあります2点が該当したところでございます。続きまして2ページをご覧ください。(2)の文化財でございますが、名称は、黒蛇蝸釉茶碗でございます。所在地は、鹿児島市城山町7-2、県歴史資料センター黎明館で、所有者は鹿児島県でございます。概要・評価につきましては資料のとおりでございますが、蛇蝸手といわれる手法は、焼成による釉の縮みでできる割れ目を特色とする手法でありまして、形がよく、部分的な割れ目が作り出す模様の変化が独特な作品として貴重でございます。指定基準としましては、資料にあります2点が該当したところでございます。3ページをご覧ください。(3)の文化財でございますが、名称は、白蛇蝸釉茶碗でございます。所在地は同じく黎明館で、所有者も鹿児島県でございます。概要・評価につきましては資料のとおりでございますが、内面・外面とも釉の縮みによる割れ目の大きさが程よく均一に出ており、蛇蝸釉の特色が十分に発揮されている作品として貴重でございます。指定基準としましては、資料にあります2点が該当したところでございます。なお、薩摩焼の県指定は本市の3件が初めてでございます。

以上で、報告を終わらせていただきます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 文化財の県指定を受けるとどのような利点があるのですか。

文化課長 県の指定を受けますと、補助金を受けられる場合があることなどが考えられます。

委員 資料に、豎野系の窯とか、西餅田系の元立院窯とかありますが、これらは場所を表す名称ですか。

文化課長 豎野系につきましては、島津家久の命令で1620年に朝鮮人陶工が長田町・冷水町の豎野に開いた薩摩藩の御用窯ということでございます。西餅田系につきましては、1663年に修験者元立坊が始良市始良の西餅田に始めた系統でございます。

委員 この件が報告事項にあがってくるのは、1番は鹿児島市の所有だから分かるのですが、2、3番は県の所有だけれども鹿児島市にあるから紹介するという意味ですか。

文化課長 市内に所在する文化財の指定ということで、従来から報告しておりました。

委員 県が所有する物だけれども、市にあるから紹介するのですね。分かりました。

委員長 ほかにございませんか。無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。



## (2) かがしまデジタルミュージアムのリニューアルについて

委員長 それでは続きまして報告事項(2)について文化課長、説明をお願いします。

文化課長 かがしまデジタルミュージアムのリニューアルについてご報告いたします。報告事項関係資料②の1ページをお願いします。かがしまデジタルミュージアムにつきましては、平成13年10月から稼働しておりましたが、システムが老朽化していたことなどから、平成22年度に、機器やソフト面のリニューアルを行い、平成23年3月30日から本格的に稼働したところでございます。公開内容は、美術館、かがしま近代文学館・メルヘン館、ふるさと考古歴史館、西郷南洲顕彰館、維新ふるさと館に収蔵されている貴重な歴史・文化資産をはじめとして、市内の史跡・文化財や伝統工芸品、彫刻などがございますが、これらをデータベース化し、インターネット等により情報発信しているところです。今回のリニューアルの主な内容は、トップページなど画面表示を改善し、5つの検索項目をわかりやすく表示し、「新着情報」も新たに表示いたしました。また、小・中学生向けに施設の紹介、施設に関するクイズ、ぬりえなどを表示するキッズミュージアムを新設したほか、文化財データなどコンテンツの充実やシステム機器等の更新を行ったところでございます。次のページに新旧システムのトップページの比較をお示ししております。上から検索項目、新着情報の変更点、キッズミュージアムの新設について記載しております。また、次のページには新システムのトップページ、その次のページにキッズミュージアムのトップページをお示ししております。画面展開につきましては、報告資料の4番にホームページアドレスを記載しておりますので、後ほどアクセスして、ご覧いただければと思います。

以上で報告を終わります。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 別紙1の一番下に、Copyright(c)Kagoshima Digital Museum.とありますが、著作権はかごしまデジタルミュージアムというところにあるのですか。

文化課長 画像等につきましても、コピーして汎用的に使用したりすることはできない仕組みになっておりまして、このデジタルミュージアムの著作権につきましても、かごしまデジタルミュージアムの方で管理する形になります。

委員 かごしまデジタルミュージアムという法人があるんですか。

文化課長 そういうことではございません。

委員 著作権の帰属自体は鹿児島市にあるのですか。

文化課長 そうですね。著作権は鹿児島市にあります。

委員 このページを見ますと、「かごしまデジタルミュージアム」に著作権があるように見えますので、「かごしまデジタルミュージアム」という法人があるのかと思ってしまう。

委員 「鹿児島市」と表示したほうがいいかもしれないですね。

文化課長 この件につきましても、持ち帰って整理させてください。

管理部長 ただ今の件につきましても、ホームページ制作当時の者に確認しまして、再度ご報告させていただこうと思います。

委員 帰りましたら、早速子供とキッズミュージアムを見てみたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。無いようですので、この件につきましても報告を受けたこととします。



### (3) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 次に、報告事項(3)について、管理部長、説明をお願いします。

管理部長 議案つづりの29ページをお願いいたします。教育委員会関係の主な行事についてご報告いたします。5月5日のこどもの日には、毎年恒例になっております、市営施設の無料開放を行います。まず、①は小・中学生の教育施設等入館料を免除するというので、科学館や美術館などの教育施設に入館する際の入館料を免除します。水族館だけは一部割引になります。次に、②の公共体育施設の無料開放でございますが、こちらは小中学生に限らず、誰でも鹿児島アリーナ等の体育施設を利用できるものです。続きまして、第21回椋鳩十児童文学賞授賞式・交流会を予定いたしております。受賞作品並びに受賞者につきましては、4月8日に記者発表いたしましたので、委員の皆様にはその日にファックスでご報告させていただきました。来る5月10日火曜日に授賞式及び交流会を城山観光ホテルで行うこととしております。改めてご案内いたしますので、ご都合がございましたらご出席いただければと思います。以上でございます。

委員長 このことについて、何かございませんか。

委員 椋鳩十児童文学賞の交流会にはかなり人が集まるのですか。

教育長 会場は満室になりますね。今年は祝賀会ではなく交流会としました。さらに6月には東京で交流会をする予定です。

委員 交流会は今年だけですか。

教育長 そうなると思います。例年は祝賀会と言っていますが、今年は震災の関係で名称を変えました。

委員 あまり自粛自粛と言うのもいかなものかと思いますがね。

委員長 ほかにございませんか。無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。



#### (4) 市立美術館長の委嘱について

委員長 それでは最後に、報告事項(4)について管理部長、説明をお願いします。

管理部長 報告事項(4)の市立美術館長の委嘱についてご報告いたします。資料にございますとおり、4月1日をもちまして、市立美術館長に上田稔を委嘱いたしました。平成15年5月から、前の文田哲雄氏が美術館長を務めておりましたが、この3月31日で退任され、その後任として委嘱したものでございます。上田稔は、市役所を退職後、かごしま教育文化振興財団の前身の鹿児島市教育施設管理公社の常任理事を務めてきたところでございます。以上でございます。

委員 上田さんは絵などが得意なんですか。

管理部長 本人は絵は描きませんが、今回は見る立場で、ということをも本人も言っておりました。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。無いようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

## 7 その他

委員長 それでは事務局の方からどうぞ。

事務局 3点連絡をさせていただきます。まず、次回の定例会の開催でございますが、5月24日火曜日の16時から、ここ、教育委員会室でお願いいたします。次に、6月の定例会でございますが、会場を学校に移しての開催を予定しております。日程は6月の最後の週をと考えておりますが、具体的には改めて調整させていただきたいと存じます。最後になりますが、窪菌委員長が副会長を務めておられる九州地区市町村教育委員会連合会の研修大会が、8月25日、26日に熊本市で開催されます。この研修大会は2年に1度の開催となり、次回が平成25年に鹿児島県で開催されますことから、今回は特に、委員の皆様にはご出席いただきますようお願いするものです。正式な案内は、5月中旬頃に事務局から発送されると聞いておりますので、届き次第ご連絡いたしたいと思っております。以上です。



委員長 このことについて、何かございませんか。

教育長 6月に学校で定例会をするのですが、どこか希望するところはありませんか。

委員 いつも旧市域の学校に行っていますから、旧5町の学校に行ったらどうですか。

教育長 お忙しい先生方が時間を1時間多く取れるかどうかにかかってくるね。

委員 一番お忙しいのは○委員でしょうけれども、どうにかしていただきましょうよ。

委員 この間は西紫原小学校で特別支援学級や、車椅子の階段昇降機を見ました。その前は山下小学校で電子黒板を使った授業でした。それから、非常に小規模な皆与志小にも行きました。そういう特徴のあるところに今まで行っていますので、何か特徴のある学校をお願いしたいです。

教育長 完全複式学級で旧5町というのもあります。1・2年で1学級、3・4年で1学級、5・6年で1学級、全校で3学級という学校があります。しかし遠いですよ。喜入の一倉ですから。

委員 桜島はどうですか。複式学級とかあるのではないですか。

教育長 黒神中学校など全校生徒9人です。今、校庭の全面芝生化の養生中です。

委員 校庭が全面芝生化された学校は一度行きましたね。皇徳寺小学校でしたか。砂塵が舞うということで。

教育長 それでは、学校の選択は事務局に任せるということでよいですか。

委員 はい。

委員長 ほかに何かございませんか。

委員 今度の震災で鹿児島市に来られた生徒さんとか、ご家族の受入がどれくらいあって、どのようなケアをされているのか、分かる範囲で教えてください。

教育長 今日の庁議でその話が出ましたが、23人来ておられました。小学生も中学生もいて、16校に分散して転入しています。福島県からが多いです。

教育部長 市営住宅に住んでいる方もおりますし、親戚等を頼ってこられた方もおります。

教育長 福島、仙台、千葉、茨城、東京、埼玉、横浜、群馬。一時避難者という方もいます。彼らには教科書も無償ですし、柔軟に受け入れています。すぐ帰っていく子もいると思いますが。

委員 東京あたりから原発のために移ってくる人もいるみたいですね。

委員 原発は絶対嫌だという人もいますからね。

委員長 まだ時間がありますので、何か聞きたいことがありましたらどうぞ。

委員 子供の携帯電話についての学校の対応はどうなっているのですか。

青少年課長 基本的には、携帯を持たせる、持たせないではなく、正しい使い方を学びましょうということで、青少年問題協議会等では話をしているところですが、保有率につきましては、小学校でかなり持っていて、中学校になりますと更に保有率が高まります。学校では、基本的には持たせないようにという指導をしておりますが、保護者の中には、塾に通わせたりするので家庭と連絡を取らなければならないということで、携帯を持たせている方もいるということは聞いておりま

す。

委員 学校から直接塾に行くから携帯が必要、ということですね。

青少年課長 そうです。親の仕事の関係で何時ごろに迎えに行くから待っていないとか、児童クラブに連絡をしたりですね。

委員 学校としては、決まりごととして、持ってきたらいけません、という指導なんですか。

青少年課長 そうなります。

委員 持ってきているのを見つけたら取り上げるということまでするのですか。

青少年課長 いえ、その辺りは学校長の管轄になりますので、われわれ教育委員会としては、そのような指導はしておりません。各学校で対応を決めているところです。

委員 若い人は、隣の人ともメールをちょこちょこやり取りするじゃないですか。そういうことが原因で、授業が成り立ちにくいとか、先生方が授業をしにくいとかいうことがありますか。

青少年課長 携帯電話で授業を妨害するというような問題は、私どもは聞き及んでおりません。学校教育課の方で情報を持っているかもしれませんが。

学校教育課長 学校教育課でも、小中学校において携帯電話のために授業に支障が出ているという事例は聞いておりません。

委員 分かりました。

教育長 そもそも校則で、学校には携帯は持ち込み禁止なんです。ところが、高校生にもなりますと皆持っているんです。しかし、今、校門で持ち物検査ができません。6年前に校長をしていました高校でもそうでした。しかし、放課後4時を過ぎて校門を出ますと、みんな携帯を取り出して使い始めるんです。私は生徒指導主任を呼んで、形ばかり校則で持ち込みを禁止しているけれど、何にもなっていない。先ほど青少年課長が言ったように、正しい使い方を教える、例えば、持ってきてもいいから学校では使わないように、というような形にしないと、校内持ち込み禁止といったところで建前だけで、実際は皆持ってきているから意味がないじゃないか、と話したことがあります。しかし不思議なもので、昼休みは使わないんです。必ず放課後になってから使うんです。その辺のことを青少年問題協議会で言ったことがあります。小中学生はそれほど持ってきていないのではないですか。

青少年課長 やはり塾がある子などは持ってきていますね。

教育長 もう一つは安心安全のために持たせているケースがありますね。有害情報を遮断するフィルタリングというのがありますね。

委員 なんですか、フィルタリングというのは。

教育長 子供に悪い情報が携帯で見られないように、予め設定するんです。しかしなかなか設定していないんですよ。

教育部長 最初に購入したときにその設定をすると、余計なところに繋がらないようにできるのですが、保護者がそこまでするか、しないか。子供がそこまでしないと云ったりするものですから、なかなかきちんとされていないという状況です。

教育長 合格を条件に携帯を買ってあげたりするんですよ。ですから高校生になると

みんな持っています。しかし、先生が心配されるような、授業中に携帯を使うというようなことはないですね。

委員 先生はいかがお考えですか。小さいお子さんがいらっしゃいますが。

委員 私の子供には持たせようと思っています。まだ買い与えてはませんが、GPS機能があるので、うちの子のかばんには入れたいな、と思います。

委員 やはり安心安全のためですか。どこにいるか分かりますからね。

委員 なぜ高校生で持ち込みが禁止なのかな、と思います。何の目的、趣旨があって持ち込みを禁止するのか、私には理解しかねます。

教育長 校則でみんな禁止していると思いますが、なぜですか。

青少年課長 あまり規制をしていない高校もあるという話をきいたことがあります。先日バスの中で見ましたけれど、女子高生が携帯を2、3台持っていました。仕事柄、何に使うのかと疑って見ていたのですが、かなりの電話代になると思います。そういうことも研究してまいりたいと思います。

委員 学校に不要なものを持ってくると、授業中に不用なことを行うのではないかという視点から禁止しているのではないですか。

委員 しかし、教育長がおっしゃった高校の生徒さんは、放課後、門を出てからしか使わなかったわけですから、持ち込んでも弊害が生じたわけではないんですね。

教育長 私は校長のときに、携帯持ち込み禁止の校則は時代に合わないから改めればどうかと提案しましたが、その後どうなったかは存じません。まあ、それぞれの学校の校則は理不尽なものが多いですよ。

委員 しかし、何年か前に講演会で警察関係の方の話をきいたのですが、小学生でも携帯から性犯罪などの事件に巻き込まれることが結構多いそうです。中央駅の前、南国ビルの中に、携帯などのトラブル相談所があるらしいですね。

青少年課長 県の少年サポートセンターではないでしょうか。

委員 そういう所です。小学生で、一日に3、4時間も使用する子供もいますし、お金が非常にかかったり、犯罪などにまきこまれたり、きちんとした子供ばかりではないですからね。

教育長 そこですよ。GPSとか、良い面もあるんですが、少なくとも悪いことが起こる可能性を排除しようとして、持ち込み禁止にするのでしょね。そうした方が学校としては無難ではないかという発想ではないですか。

委員 しかし、使わせなければいいですよ。不正に使用しているのを見つければ懲戒ですよ、というふうにすればいいと思いますが。

委員 いずれにせよ止められないですよ。

生涯学習課長 私も高校では生徒指導担当をしておりまして、荒れた学校にいた経験もあるのですが、9、10年前で、携帯電話が出始めた頃でしたが、保護者から受けた相談では、やはりお金のことがよくありました。娘さんが携帯を使いすぎて、請求が2万、3万円もくるので、学校でどうかしてください、という相談が多くは無いですが、ありました。また、授業中に携帯が鳴ることはしょっちゅうありました。それから、先ほども出ました性犯罪等に関わる話がちらほら出始めて

おりました。そういう時代の延長線上に今もあるのではないかと思うのですが、現在、私はPTAを担当しております、その中で家庭教育学級というものがありまして、先ほど教育長も申されましたように、携帯電話の正しい使い方を、必ず1コマは家庭教育学級に携帯の問題を入れるようにして、犯罪等に巻き込まれないように保護者の方々に指導するような取組をしております。

委員 最近では学校現場でもモンスターペアレントとか言って、訴訟が多くなっていますから、コンプライアンスのことを考えると、携帯に関しても、校則で縛るのがどこまでの範囲なのか、法律上それが耐えうるのかどうかということを見ていかなければいけないと思います。校則が拘束力を発揮するのは校内までですよ。後は、注意としては喚起できますけど、学校の行き帰りだとか、家庭内までは縛れないところがあります。また、自分のコントロールできないところまで校則で縛ってしまうと、そのことによって犯罪に巻き込まれたときの責任が教育委員会にくることがあると思います。どういうことかと言うと、自分の子供が誘拐されるかもしれないからGPS機能付携帯を持たせたいが、校則で持ってくるなど言われた、そして校外に出たときに連れ去られたとなったとき、誰の責任か、校則のせいだということで、教育委員会が訴えられることは充分あり得ます。そうなったら敗訴する可能性が極めて高いと私は思います。もう一度コンプライアンスで見て、コントロールできる部分は校則で縛るべきですが、コントロールの及ばない部分は、マナーとして望ましいとか、原則として、などという言い方をしておかないと、非常に脇が甘いと言うと恐縮ですが、良かれと思って校則で縛ってあげたことで逆に訴訟になったときに耐えられないということが非常に怖いんですね。GPSを持たせたいという親御さんの帰りが遅い家庭ですとか、訴訟好きな方に、責任を取れるのかといわれるよりは、原則として持ち込み禁止だが、必要がある場合には許可する、とか、持ち込まないのが望ましいという言い方にしておいた方がいいですよ。これからは、かなり緻密に校則なども法規的に見て行って、リスクを低くすることを考えていかなければいけないと思います。今の親はすごい方もいますし、正直言って、どんな案件でも、理不尽であろうとなかろうと、訴訟するのは権利ですから。そういう中で、教育委員会の方々も不測の事態に巻き込まれないようにするのは大事だと思います。もう一度ここは整理すべきだと思いますね。

委員 我々が考えている時代とは全く違うんですね。

委員 例えば、校外に出るときに返してあげるということも出来るんですよ。授業中に使いたくなるかもしれないから校内では預かるけれど、帰るときは返しますよ、とか、非常にきめ細やかに対応してあげないといけないですね。

委員 授業のマネジメント、経営力ですね。それから教室のマネジメント、校内のマネジメント、放課後まで含めたマネジメント、その中で考えていくべきで、マネジメントのきかないことについては校則で縛れないんですよ。校外に出たら先生たちはマネジメントできないんです。マネジメントできないことに校則を作ってしまうと、訴訟には弱い。授業中などはマネジメントできますから、違反したら叱ればいんですよ、そうしなければいけないんです。出来ないところで変に

縛ることによって、変な訴訟マニアにやられることはあり得ます。そういう面で見ると、結果的に脇の甘い校則は結構あります。それよりは、自己責任で持たせたほうがいいと思いますけどね。

委員 今話を聞いていて、京都大学の携帯を使ったカンニングを思い出しましたが、あの後、色んな大学の話を聞いたら、取り上げて試験を受けさせればいいのに、なかなかそれが出来なくて悩んでいるということでしたが、なぜですか。

教育長 取り上げればいいですよ。

委員 韓国などは金属探知機ですよ。

委員 性悪説に立たないといけない世の中になったということですかね。

委員長 ほかにございませんか。

教育長 携帯電話の持ち込みをどうしているか、調べれば分かりますか。

青少年課長 下に行けば資料はあります。

教育長 次回にでも何校が持ち込み禁止になっているか教えてください。

## 8 閉会

委員長 それでは、時間になりましたので、本日の会はこれで終わりとします。

【以上】